

# 低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料(適合証添付の場合)

(単位:円)

一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)	3,300
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	
住戸ごとの申請の場合	
申請戸数が1戸のもの	3,300
同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600
同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000
同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000
同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000
同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000
同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000
同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000
同時に申請する戸数が301戸以上のもの	134,000
一の建築物の申請の場合	
住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。)	
建築物の総戸数が1戸のもの	3,300
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000
共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。)	
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	140,000
非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。)	
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	140,000
その他の建築物	
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	6,500
建築物の延べ面積が300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	18,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	56,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	88,000
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	112,000
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	140,000